

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する 関係省庁対策会議(第47回)

平成23年11月10日(木) 13:30～
官邸2階小ホール

		○	経済産業省
国土交通省	○	○	農林水産省
国土交通省	○	○	農林水産省
海上保安庁	○	○	厚生労働省
環境省	○	○	厚生労働省
防衛省	○	○	厚生労働省
内閣審議官 (新型インフルエンザ等対策室)	○	○	厚生労働省
内閣危機管理監	○	○	文部科学省
長浜内閣官房副長官	○	○	文部科学省
末松内閣総理大臣補佐官	○	○	財務省
内閣官房副長官補(内政担当)	○	○	外務省
内閣審議官 (内閣広報室)	○	○	法務省
内閣審議官 (内閣情報調査室)	○	○	消防庁
内閣審議官 (危機管理審議官)	○	○	総務省
内閣府政策統括官	○	○	消費者庁
内閣府食品安全委員会	○	○	金融庁
警察庁	○	○	警察庁

入口

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する 関係省庁対策会議（第47回）

議 事 次 第

平成23年11月10日(木)
13:30～14:00
於：官邸2階小ホール

1. 開会

2. 議事

新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理について

3. 閉会

【配 布 資 料】

資料 新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理（案）

参考資料1 WHOパンデミックフェーズ

参考資料2 鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での発症事例（2003年11月以降）

参考資料3 「新型インフルエンザ対策行動計画（平成23年9月20日改定）」のポイント

参考資料4 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

<内閣官房新型インフルエンザ等対策室>

新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理（案）

新型インフルエンザ・パンデミックへ十分な備えを行うことは、喫緊の課題。感染力が強く病原性が高い新型インフルエンザが国内で発生すれば健康被害は甚大となり、保健医療の分野だけでなく、社会全体に影響がおよび、社会・経済の破たんが危惧される。現在、新型インフルエンザ対策については、新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）が作成されているところであるが、行動計画の実効性をさらに高めるために、例えば以下のような点について法的枠組みを検討する必要があるのではないか。

- 1 新型インフルエンザ発生への官民の事前の備えはどうあるべきか
- 2 新型インフルエンザ発生時の国等の対応体制、民間の協力確保や国際連携はどうあるべきか
- 3 感染力・病原性が高い緊急事態において、国民生活・国民経済を維持するためにはどのような措置が必要か
- 4 感染力・病原性が高い緊急事態において、感染拡大防止・被害軽減のためにどのような措置が必要か

（参考）危機管理に関する他制度の例

- * 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等・・・自然災害や大規模事故
- * 武力攻撃事態対処法、国民保護法・・・他国からの武力攻撃等
- * 口蹄疫対策特別措置法・・・口蹄疫蔓延防止

1 新型インフルエンザ発生への官民の事前の備えはどうあるべきか

- (1) 国・都道府県・市町村の行動計画を法律上位置づけ、地域の特性を踏まえつつ国全体のまとまりある備えを確保することが必要ではないか
- (2) 最低限の国民生活を維持する観点から、行動計画に掲げられている医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等社会機能の維持に関わる事業者（以下「社会機能維持事業者」という。）については、あらかじめ新型インフルエンザ発生時の重要業務に関する事業継続計画の策定等を実施してもらうことが重要ではないか
- (3) 新型インフルエンザ対策に関する研究推進が重要ではないか

2 新型インフルエンザ発生時の国等の対応体制、民間の協力確保や国際連携はどうあるべきか

- (1) 国全体としてまとまりをもって対応するとともに、地域の特性も踏まえた対策を実施できるよう、国・都道府県・市町村に対策本部を設置することが必要ではないか
- (2) 社会機能維持事業者の協力を確保する仕組みが必要ではないか（例えば要請等や災害対策基本法、国民保護法等の指定公共機関制度）
- (3) WHOやアジア諸国等との連携が重要ではないか

3 感染力・病原性が高い緊急事態において、国民生活・国民経済を維持するためにはどのような措置が必要か

- (1) 国民生活・国民経済の安定確保のためにどのような措置が必要か
 - ・医薬品、衛生用品、食料、石油等重要な物資の安定供給及び物価の安定確保
 - ・電気、水道、ガス、公共交通、運輸、金融・決済システム、報道等国民生活・国民経済の安定確保のために重要なサービスの継続確保
 - ・埋火葬、廃棄物等生活衛生環境の確保のための措置
- (2) 企業の経済活動の安定を図るためどのような措置が必要か
 - ・政府関係金融機関等を通じた企業活動の継続支援のための金融支援
- (3) 民事上の債権債務や行政上の権利義務関係の混乱回避のためどのような措置が必要か
 - ・債務履行期限の延長
 - ・行政上の申請期限の延長等

4 感染力・病原性が高い緊急事態において、感染拡大防止・被害軽減のためにどのような措置が必要か

- (1) 国内侵入を遅らせるためにどのような措置が必要か
 - ・海外からの帰国者・入国者を停留する施設の確保
 - ・発生国からの入国の抑制

(2) 国内の感染拡大防止のためにどのような措置が必要か

- ・催物、興行場等不特定多数者が集まる行事・営業の抑制
- ・学校、保育所、通所福祉施設等の休業
- ・地域封じ込めのための集中的対策(医療、交通規制、生活支援)

(3) 予防接種をどのように実施することが適切か

- ・プレパンデミックワクチン接種(医療従事者、社会機能維持者対象)
- ・パンデミックワクチン接種(全国民対象。医療従事者、社会機能維持者に対する先行接種含む。)
- ・接種の優先順位、実施者、医療従事者の協力確保、費用、備蓄など

(4) 医療を確保するためどのような措置が必要か

- ・医師、看護師、薬剤師の協力確保(被災補償等のあり方を含む。)
- ・医療を行うための臨時施設の確保
- ・医薬品等の備蓄
- ・医薬品承認等の医療関係法の特例(外国の支援受入れを含む。)

* 感染力・病原性が高い緊急事態に対応するための法的措置の発動の開始・終了の判断は、どのように行うのか

* 社会機能維持に大きな影響を及ぼすおそれのある新感染症への対応をどうするか

WHOパンデミックフェーズ

フェーズ	状態
フェーズ1	ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルス発生がない。
フェーズ2	ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ亜型のウイルスが検出。
フェーズ3	新しい亜型のインフルエンザウイルスが散発的又は限られた集団に感染しているが、コミュニティレベルでの継続的なヒト-ヒト感染は発生していない。
フェーズ4	コミュニティレベルでの発生を継続させる力がある新しい亜型のインフルエンザウイルスが、ヒト-ヒト感染していることが確認された。
フェーズ5	WHOの1つの地域に属する2か国以上で、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。
フェーズ6	フェーズ5の条件に加え、WHOの別の地域の1か国以上において、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。

鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での発症事例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



注) 上図の他、人への感染事例として、
1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)
1999年香港(H9N2 2名感染、死亡なし)
2003年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)
2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)
2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)
2007年英国(H7N2 4名感染、死亡なし)等 がある。

■: 家きん等でのH5N1が認められた国
■: 人でのH5N1発症が認められた国

参考: WHOの確認している発症者数は計569人(うち死亡334人)

2011年11月2日現在
厚生労働省健康局結核感染症課作成

WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)確定症例数

(2011年11月2日現在)

	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数
アセアン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
バングラデシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	1	0	1	1	8	8	18	16
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	7	4	2	1	0	0	40	26
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	39	4	29	13	33	12	152	52
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	21	19	9	7	10	8	181	149
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	5	5	7	2	0	0	119	59
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	73	32	48	25	53	28	569	334

注: 確定症例数は死亡例数を含む。

WHOは検査で確定された症例のみ報告する。

「新型インフルエンザ対策行動計画(平成23年9月20日改定)」のポイント

▶病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化

▶平成21年4月に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定(行動計画に記載する対策から選択)

※は、この改定案により追加等を行う事項。

【海外発生期】(海外で新型インフルが発生した状態)

○WHOによるフェーズ4宣言を受け、政府対策本部(総理が本部長)を設置

○国際的な連携の下で情報収集(海外での発生状況、ウイルスの特徴等)の体制を強化

○国内発生・早期発見のための国内サーベイランス・情報収集体制を強化 など

「フェーズ4」とは、コミュニティレベルでヒトヒト感染の継続的な発生が確認された状態



【国内発生早期】(いずれかの都道府県で患者発生、疫学リンクは追える)

○積極的な感染拡大防止策を実施

○海外での情報に加え国内での臨床情報を集約し医療機関に提供

○国内流行に備え、医療提供体制の確保、社会機能維持のための準備等を実施 など



【国内感染期】(いずれかの都道府県で患者の疫学リンクが追えなくなる(都道府県によっては未発生期、発生早期のところもあり得る))

○対策の主眼を被害軽減に切替え

○医療体制の負担を軽減するため、入院患者や重症者数を抑え、医療提供体制の維持に全力を注ぐ

○欠勤者の増大が予測され、国民生活を維持するために必要なライフライン等の事業活動の継続を要請 など



【小康期】(患者発生が低水準にとどまり、大流行は一旦終息)

○医療提供体制及び社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える など

●検査の強化を実施。

・発生が疑われる場合、WHOフェーズ4宣言前でも検査強化等の水際対策を開始。(関係省庁)※

・発生国からの入国者に対し、質問票を配布・診察を実施(厚生労働省)

・有症者の隔離、感染したおそれのある者の停泊・健康監視の実施。(厚生労働省)

・検査実施のための航空港を集約化(厚生労働省、国土交通省)

(注1) 検査のための集約先空港に羽田を追加(現行では、成田、関西、中部、福岡) ※

(注2) 検査の強化については、病原性・感染力、海外の状況等を勘案することとし、状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する旨を追加 ※

●定期便の運航自粛を要請。(国土交通省、厚生労働省、外務省)

●(定期便の運航自粛等に伴い、)在外邦人帰国のための代替的な帰国手段の方針を決定。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁)

●都道府県等に対し、国内発生に備えた医療体制の準備を要請。(厚生労働省)

・「帰国者・接触者外来」を設置し、帰国者・接触者外来以外の医療機関への受診に備え、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備。※

(注) 現行「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に名称変更し、海外発生期での設置に前倒し(現行では、国内発生早期に設置)。※

・医療機関に対し新型インフルエンザの患者等と判断された場合には直ちに保健所に連絡するよう要請。※

・「帰国者・接触者相談センター」を設置

●原液保存中のプレバンデミックワクチンを製剤化し接種開始(医療従事者、社会機能維持者を対象)。(厚生労働省)

(注1) 発生時に速やかに接種開始できるよう、プレバンデミックワクチンの一部を事前に製剤化して備蓄。※

(注2) 接種の法的位置づけや接種順位を決定する等、接種体制を整備する。(厚生労働省、関係省庁)※

●患者の入院措置(感染症指定医療機関への入院)を実施。(厚生労働省)

●患者がいる地域等での集会主催者、興行施設等の運営者に対して、活動自粛を要請。(厚生労働省)

●学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業等を要請。(厚生労働省、文部科学省)

●患者・入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化。(厚生労働省等)※

●地域の発生状況により「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」の3段階に都道府県ごとに分け、段階ごとに対応※

●一般の入院医療機関での診療・治療への切り換え。病床不足の場合は、治療のため公共施設の利用を検討。(厚生労働省)

(注1) 医療従事者が都道府県等の要請で対応した場合の被災補償等を検討。※

(注2) 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療で診断できた場合、ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋の発行を検討。※

●都道府県等の要請に応じ、国備蓄の抗インフルエンザ薬(タミフル等)を配分。(厚生労働省)

●電気、ガス、水道等の事業者による事業継続を要請。(関係省庁)

(注) 事業継続のための法令の弾力運用の周知。※

●製造・販売事業者・運送事業者等への医薬品・食料品等の緊急物資の円滑な流通や運送を要請。(関係省庁) ※

●生活関連物資等の安定化のため、買占め等への監視、国民相談窓口の設置。(消費者庁、関係省庁) ※

●全国の事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を要請。(関係省庁)

●中小企業等の経営安定化に資する政府関係金融機関等への要請。(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省) ※

●社会的弱者(障害者、高齢者等)への支援。(厚生労働省)

●都道府県経由で火葬炉の稼働、一時的な遗体安置施設等の確保を要請。(厚生労働省)

●全国民に対するバンデミックワクチンの確保、接種開始。(厚生労働省)

ワクチン製造用のウイルス株決定後6か月以内に全国民分のバンデミックワクチン製造を目指し、細胞培養法等の生産ラインの整備を推進。

(注1) バンデミックワクチンについては、国産ワクチンの確保を原則とするが、必要に応じ輸入ワクチンも確保。※

(注2) 病原性が高い等の場合は、公費で集団接種することを基本として、対策本部で接種順位等を決定し、関係者の協力の下、接種を開始。※

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する
関係省庁対策会議の設置について

平成16年3月2日
関係省庁申合せ
平成16年3月4日一部改正
平成16年3月11日一部改正
平成16年3月19日一部改正
平成17年10月28日一部改正
平成18年9月7日一部改正
平成18年11月27日一部改正
平成19年1月9日一部改正
平成19年10月26日一部改正
平成20年8月29日一部改正
平成21年8月7日一部改正
平成21年12月18日一部改正
平成23年8月15日一部改正

- 1 新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ等の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議 長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）
	内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
	内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
	内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
	内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）
	内閣府食品安全委員会事務局長
	警察庁生活安全局長
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁次長
	総務省大臣官房長
	消防庁次長
	法務省入国管理局長
	外務省国際協力局長
	外務省領事局長

財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房政策評価審議官
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省大臣官房総括審議官
農林水産省消費・安全局長
経済産業省大臣官房技術総括審議官
資源エネルギー庁長官
原子力安全・保安院長
中小企業庁長官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
国土交通省航空局長
海上保安庁次長
環境省自然環境局長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省運用企画局長

- 3 対策会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。